

石川町第5次総合計画策定基本方針

計画策定の趣旨

(1) 背景

石川町は、平成13年3月に石川町第4次総合計画を策定し、将来像を「人・自然が融け合うあぶくま高原都市 いしかわ」と掲げ、「心豊かに学ぶ力をつなぐまち」「自然と調和し安全で快適なまち」「人にやさしく健康で安心して暮らせるまち」「活力に満ちたたくましいまち」「町民と共に歩むまち」の5本を施策の柱として各種施策を展開してきました。

しかし、今日の本町をとりまく環境は、地方分権や国の三位一体改革などこれまでにない潮流と地方経済の低迷、格差社会の広がり、更には、急激な少子高齢化や首都機能移転などの大規模開発の休止状態等により、第4次総合計画の人口目標や土地利用構想、また権限委譲による事務事業の変化など大きな隔たりが生じている状態になっています。

今後の行財政運営は、右肩上がりの経済成長を背景としてきたこれまでと一線を画し、行財政改革の徹底を図り、住民自治の醸成と自治体経営という新たな視点のもとで持続可能な地域社会を目指す自立した自治体運営が求められております。こうしたまちづくりを進めるためには、住民の参画と協働が必要不可欠な要素であり、町民と行政の新たなパートナーシップを確立し、総合計画を町民みんなの共通目標とすることが必要です。

(2) 意義と役割

石川町第5次総合計画は、時代背景の変化に対する対応や今後の石川町が進むべき方向性をより明確にするために、第4次総合計画の目標年度を2年度前倒しして策定するものです。

石川町第5次総合計画においては、石川町第4次総合計画の実績を検証し、町民の誇りの構築、産業振興、少子高齢化対策などの地域課題を総合的に捉えながら、「全国総合開発計画」や「福島県長期総合計画」などを視野に入れ、「協働で築く地域循環型社会」をこれからの町政の基本理念として位置付け展開していきます。

また、主権者である住民の意向を十分に反映できるような住民参加の制度設計のもと、基本的施策を体系的に再構築するとともに、これらの施策が有機的かつ効果的に作用し合うような総合行政をめざし策定するものです。

総合計画の名称等

(1) 名 称

「石川町第5次総合計画」とします。

(2) 構 成

この計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」をもって構成します。

(ア) 基本構想

本町の将来像を「協働で築く地域循環型社会」の構築によるまちづくりを基本理念として位置付け、地域づくりの基本的考え方と目標を定めるとともに、これを実現するための必要な大綱を明らかにします。

(イ) 基本計画

基本構想に描かれた将来像及び目標を具体化するための基本的施策や手段などを総合的、体系的に組み立てるものです。

本計画は、「部門別計画」「地域づくり計画」により構成します。

(ウ) 実施計画

基本計画で定められた施策の大綱を具体化し、補足するもので、施策や事業の実施を担保し、財政計画とも連動させながら毎年度の予算編成の指針を示すものです。

(3) 計画の期間

基本構想は、平成21年度を初年度とし、平成30年度を目標年度とします。基本計画は前期5年、後期5年とし、実施計画は3年でローリングとします。

(4) 策定期間

石川町第5次総合計画の策定期間は、平成19年度及び20年度の2ケ年とします。

策定の基本方針

(1) 協働で築く地域循環型社会の構築

「協働で築く地域循環型社会」の構築を全体的な基本理念とし、各分野の施策が一体となって総合的に行政効果が発揮できる計画の策定をめざして、施策相互間の関連性や有機的な連携を図ります。

(2) 実効性の確保

国の財政危機や地方自治体の財政状況が厳しい環境にあることを踏まえ、行財政改革の実践による財政基盤の強化を図りながら、無駄のない経費で最大の効果を挙げることができる実効性のある計画を目指します。

(3) 住民参加の促進

自治の本旨に則り、まちの将来を左右する本計画の策定において、自治の主権者としての住民が計画策定のあらゆる場面に関われるように「地域づくり計画」等住民参加の手法を積極的に取り入れます。

(4) 住民との情報の共有

「情報無くして参加無し」という考えに立ち、住民にとって解りやすい計画とするために、計画策定の段階から住民にとって解りやすい情報の提供を心がけ、前項の住民参加の促進にもつなげます。

(5) 職員参加の促進

そもそも職員も住民の一人であり、さらに住民から見た場合、職員はまちづくりの専門スタッフです。これからの総合行政に向けて各部門の実効性ある計画づくりを、住民と共に考え共鳴しながら策定することで、今後のよりよい行財政運営へつなげることができます。そのために住民参加と同様に職員参加の推進も図り、全庁的に取り組んでいきます。

(6) 地域特性を反映した地域計画の策定

本町の持つ自然的諸条件、歴史的条件および社会的条件等を十分配慮し、その地域特性を生かした自主性のある計画を検討するとともに、地域の視点に立った地域づくり計画を検討していきます。

(7) 広域的な関連諸計画との関係

国、県及び本町に関わる広域的な諸計画との関係も考慮し策定します。

策定組織

石川町第5次総合計画は、次の組織体制等により行うものとします。

(1) 住民サイド

石川町振興計画審議会

役割・位置付け

町長から諮問された基本構想原案について審議し答申を行います。

構成員

町民の代表および知識経験者（15名以内）

地域まちづくり委員会

役割・位置付け

公民館エリアを基本とした地域づくり計画原案を策定し、総合調整班へ提出します。

構成員

公民館長、行政区長、地域リーダー、町職員委員

ねらい

- ・ 地域づくりの担い手の育成
- ・ 地域資源、素材の掘り起こし
- ・ 地域づくり計画の策定
- ・ 住民と職員の交流による情報の共有

女性まちづくり委員会

役割・位置付け

総合計画へ反映させるための女性からの視点で本町の現状や課題などを研究して、意見を取りまとめ総合調整班へ提出いただきます。

構成員

公募による女性委員、職員委員

若者まちづくり委員会

役割・位置付け

総合計画へ反映させるための若者からの視点で本町の現状や課題などを研究して、意見を取りまとめ総合調整班へ提出いただきます。

構成員

公募による若者委員、職員委員

(2) 行政サイド

庁議

役割・位置付け

計画策定の最上位機関となり、各事業、施策の総合調整を図ります。

構成員

町長、副町長、教育長及び各課等の長により組織します。

総合計画策定委員会

役割・位置付け

計画策定の各般の協議、調整及び草案の作成を行います。

構成員

各課等の主幹、課長補佐で町長が指名した者により組織します。

総合計画調整班

役割・位置付け

地域づくり計画、各専門計画の取りまとめを行い原案の作成を行うとともに、女性まちづくり委員会、若者まちづくり委員会の意見を反映させるための作業を行います。

構成員

企画専門員、企画調整課担当により組織します。

専門計画班

基礎的条件計画班、生活環境計画班、福祉計画班、産業計画班、教育計画班、行財政計画班、循環型社会計画班の7班で構成します。

役割・位置付け

各部門ごとの計画原案の策定を行います。その際、町民の意見を取り入れる工夫を行うものとします。

構成員

関係各課の主幹、課長補佐、係長により組織します。なお、事務局については、企画専門員が務めます。

その他

1 アンケートの実施

広く町民の意識調査のために各種アンケートを行います。

町民アンケート

各年代、男女、地域を考慮し、1,000名の対象者を抽出し実施。

小・中学生アンケート

将来の石川町を担う小・中学生を対象に実施。

(小学6年生、中学2年生対象)

高校生アンケート

学法石川高校、県立石川高校の生徒を対象に実施。

(町外も含めた高校2年生)

企業アンケート

町内企業を対象に実施。(300社)

町職員アンケート

全職員対象に実施。

2 懇談会の開催

各地域において懇談会を開催し、住民の皆さんの意見をいただき総合計画へ反映させます。

3 研修会の開催

各種委員、全職員を対象に総合計画策定やまちづくりについての研修会を開催し、総合計画への意見を反映させるための学習の場とします。

4 その他

この方針に定めるもののほか、計画策定に関し必要な事項は別に定めません。